

高千穂中学校建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 高千穂中学校の建設に関し、事業を円滑に推進していくため、高千穂中学校建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、審議する。

- (1) 高千穂中学校の建設計画に関すること。
- (2) 高千穂中学校の建設に係る事業の進捗状況に関すること。
- (3) その他高千穂中学校建設に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、別表第1に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

3 委員会は、必要な意見や助言等を求めるため、専門的見識を有する者を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に行う会議は、教育委員会が招集する。

2 委員会は、委員の半分以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会における所掌事項について調査及び検討を行い、委員会の審議に資するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する者をもって組織する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。

4 専門部会の部会長は、調査及び検討した事項について、委員会に報告しなければならない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、教育委員会教育総務課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、第2条に規定する目的を達成後、効力を失う。